

仕事をお探しの皆さまへ

(このリーフレットの適用期間：平成28年3月21日まで)

平成28年3月22日から

ハローワークに登録したあなたの求職情報を 民間職業紹介事業者などにも提供できるようになります

厚生労働省では、平成28年3月22日から、全国のハローワークが持っている求職情報を職業紹介事業者や地方自治体などに、「求職情報提供サイト」を通じて提供するサービスを開始します。

求職情報提供サイトを通して、あなたの求職情報を職業紹介事業者、地方自治体などに提供することによって、希望に応じて提供先から職業紹介などのサービスを受けることができるようになります。サービスの利用には申し込みが必要です。

仕事をお探しの皆さまからの利用受付は、3月1日から開始します。

求職情報提供サービスの概要

- ◆サービスの利用を希望した場合、氏名や連絡先などの個人を特定できる情報を除く求職情報がハローワークインターネットサービス上の求職情報提供サイトに掲載されます。掲載された情報は労働局の承諾を受けた民間職業紹介事業者、地方自治体などの利用団体が、閲覧することができるようになります。
- ◆求職情報を閲覧した民間職業紹介事業者や地方自治体などから、求職情報提供サイトを通じて職業紹介や就職支援サービスの案内などが行われます。
- ◆このサービスの利用期間は、ハローワークへの求職申込みの有効期間と同じで、原則として求職申込日の翌々月の末日までとなります。

<利用のメリット>

民間職業紹介事業者や地方自治体などから、ハローワークに提出されていない求人の紹介や就職のための支援を受けることによって、より条件に合った求人へ応募できる機会が広がります。

(例) 民間職業紹介事業者が専門としている業種などの求人や地方自治体が扱う地元就職希望者などを対象とした求人などへの応募

提供の対象となる求職情報

求職申込書と求職公開申込書の情報のうち、**個人が特定できる情報（氏名、生年月日、性別、年齢、住所など）を除く以下の情報が提供の対象**となります。以下の情報の記載で個人が特定されるものがないかご確認ください。

(1) 求職申込書の情報

- ①希望する仕事 ②希望勤務時間 ③希望就業形態 ④正社員希望 ⑤派遣の可否 ⑥請負の可否
⑦希望休日 ⑧週休二日制の希望 ⑨希望勤務地（通勤方法、通勤時間の限度も含む） ⑩転居の可否
⑪マイカー通勤希望 ⑫希望収入（希望月収、希望時間額） ⑬条件・その他の希望 ⑭学歴・訓練等受講歴
⑮自動車免許の有無 ⑯免許・資格・特技 ⑰経験した主な仕事 ⑱退職時(現在)の税込み月収
⑲あっせんを予定する職業の職業分類 ⑳あっせんを予定する産業の産業分類
㉑広域就業希望地（希望勤務地に対応した住所コード） ㉒Uターン・Iターン希望 ㉓免許・資格コード

(2) 求職公開申込書の情報

- ①希望する仕事 ②希望勤務時間 ③希望勤務地（通勤方法、通勤時間の限度も含む）
④希望収入（希望月収、希望時間額） ⑤希望休日 ⑥週休二日制の希望 ⑦派遣の可否 ⑧請負の可否
⑨海外勤務の可否 ⑩専門知識・技術・能力の内容 ⑪アピールポイント ⑫アピールしたい仕事の経験
⑬その他特記事項



求職情報の提供先

求職情報は、一定の要件を満たし、労働局から承諾を得た民間職業紹介事業者や地方自治体などが閲覧できます。

◆求職情報の提供先は以下の4区分から選択※できます。

- ① 地方自治体等や民間職業紹介事業者等の両方に情報提供
- ② 地方自治体等のみに情報提供
- ③ 民間職業紹介事業者等のみに情報提供
- ④ 地方自治体等や民間職業紹介事業者等のどちらにも情報提供しない

※提供先の区分は、利用開始後の変更が可能です。変更を希望する場合は、ハローワークへご相談ください。

- ◆利用団体が取得した求職情報は、一定期間経過後に遅滞なく削除・廃棄することが利用規約で規定されています。また、求職者からの求めがあった場合や利用団体がサービスの利用を停止する場合などにも遅滞なく削除・廃棄することが規定されています。ただし、利用団体への求職申込後は、利用団体における規定に基づき個人情報が管理されますので、求職申込後の個人情報の取扱いにご不明な点がある場合は、各利用団体へお問い合わせください。
- ◆利用団体には職業安定法と利用規約の遵守が求められており、利用団体から以下の行為があった場合は、違反行為に当たります。

❌ 職業安定法違反

- ・ 求職の申込みをしたのに受理を断られた
- ・ 利用団体へ登録した情報が利用団体以外の第三者へ提供された

❌ 利用規約違反

- ・ 自社商品の販売広告など職業紹介とは無関係な案内が送られてきた
- ・ 派遣労働者としての登録の働きかけがあった
- ・ 事前の説明と承諾なしに有料サービスが提供された
- ・ 虚偽の情報や不正の手段によって個人情報を取得された
(例) 最初に通知された職業紹介に関する手数料と実際の手数料が違っていた など
- ・ 求職情報の削除・廃棄を求めたにも関わらず、対処状況の通知がなかった

⇒上記のような行為が確認された場合には、求職申込みを行ったハローワークへご相談ください。

- ◆労働局またはハローワークは、利用団体に職業安定法違反や利用規約の違反行為が確認された場合には、是正要請を行うとともに、一定期間、利用団体のサービス利用を停止する措置をとります。また、再度、利用規約の違反行為が行われた場合や、悪質性が高いと判断される事案については、利用団体のサービスの利用を解除します。

求職情報提供サイトの利用方法

利用希望の申出は平成28年3月1日から、利用は3月22日からです。
なお、平成28年3月22日以降は**STEP1**の申請方法が変わります。

STEP1▶利用希望

ハローワークの窓口で求職情報提供サイトの利用を希望する旨を伝えます。
⇒ハローワークからIDとパスワードが発行されます。

STEP2▶利用開始（メッセージの確認）

まず、平成28年3月22日以降にSTEP1で発行されたIDとパスワードで求職情報提供サイトにログインし、パスワードを変更してください。次にメッセージ一覧画面で利用団体から届いた案内を確認します。

- ◆利用団体が最初に送付する案内には、利用団体の職業紹介の実績、取り扱っている求人などに関する情報、職業紹介に関する手数料や個人情報管理・苦情処理の責任者の情報などが必須情報として記載されます。
- ◆各利用団体から最初の利用案内メッセージがあった場合は、登録したメールアドレスにお知らせが届きます。
- ◆各利用団体から送られる最初の利用案内メッセージ以外の新着情報は、登録したメールアドレスにお知らせが届きませんので、求職者自身で随時サイトにログインし、メッセージ一覧画面をご確認ください。
- ◆特定の利用団体からのメッセージの受け取りを拒否したい場合は、サイトのメッセージ一覧画面から、メッセージの受け取りを拒否したい団体からのメッセージのブロック設定をすることができます。

▲求職情報提供サイト「メッセージ一覧」画面

STEP3▶利用団体への問い合わせ

利用団体からの案内の内容に質問がある場合、案内メッセージへ返信することで、疑問点について問い合わせることができます。

- ◆氏名などは明らかにせずに、問い合わせを行うことができます。氏名、連絡先など個人を特定できるやりとりは、サイト上では行わず、STEP6で利用団体が示す連絡方法（メール、電話など）によって行ってください。

STEP4▶求職申込みの検討

STEP2、STEP3で得た情報を元に利用団体に求職の申込みを行って、職業紹介サービスなどを利用するか検討します。

- ◆民間職業紹介事業者の職業紹介サービス利用に当たっては、手数料が発生する場合があるため、STEP2、STEP3で手数料について十分説明を受け、手数料の発生について同意した上で、サービスを利用するか判断してください。

-職業紹介サービスなどの利用を希望する場合-

STEP5▶求職申込み希望の返信

求職情報提供サイトのメッセージ画面から、利用団体へ職業紹介サービスなどの利用を希望するメッセージを返信します。

STEP6▶求職申込み

利用団体が定める手続きにより、利用団体へ求職の申込みを行うことで、職業紹介サービスなどの提供が開始されます。

利用に当たっての注意事項

- ◆利用規約（求職者用）を遵守した上でサービスを利用してください。
- ◆IDとパスワードの管理を厳重に行い、セキュリティ対策を適切に講じた上でサイトを利用してください。
- ◆利用団体からの職業紹介や関連サービスに関する手数料について、ハローワーク、労働局、厚生労働省では一切負担しません。求職者の皆さんが全額を負担することになりますので、手数料などを利用団体から十分説明を受け、同意の上で、サービスの利用を申し込んでください。
- ◆求職情報提供サイト上での利用団体とのやりとりや利用団体の提供するサービスについて、ハローワーク、労働局、厚生労働省は一切の責任を負いません。
⇒利用団体から受けたサービスなどに問題がある場合は、利用団体の苦情処理責任者に苦情の申出を行ってください。また、ハローワークでも苦情申出などの受付担当者がいますので、必要に応じ、求職申込みを行ったハローワークへご相談ください。

求職情報提供サイト利用Q&A

Q1. 自分が希望する業種の求人を扱う民間職業紹介事業者だけから案内メッセージを受信したいのですが、設定できますか？

A1. サイトのメッセージ受信条件設定画面から、メッセージを受信する事業者の条件（取り扱う求人の地域・業種・職種、プライバシーマーク※の保持状態など）を入力し、限定することが可能です。設定すると、除外された事業者には、求職情報が公開されなくなります。

※一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）から個人情報情報を適切に取り扱うことができると認定された企業や団体に使用が認められているマークです。

Q2. 利用案内メッセージが送られて来ない利用団体に対して、メッセージの送信はできますか？

A2. 求職者自ら利用団体にメッセージを送ることはできません。利用団体から案内メッセージが送られてきた場合に、その利用団体の職業紹介サービスなどの利用についてご検討ください。

Q3. ログイン時のパスワードを忘れてしまった場合は、どうすればよいですか？

A3. サイトのパスワード再発行画面からユーザーIDとメールアドレスを入力し、パスワードを再発行することができます。

Q4. 利用団体の紹介で就職が決まった場合、ハローワークへ連絡は必要ですか？

A4. 就職が決まった場合は、お早めに電話などでハローワークへご連絡ください。なお、サイトのアカウント利用停止画面から求職情報の提供の停止を設定することができ、この設定により求職情報が利用団体へ公開されなくなります。

Q5. 雇用保険の失業給付受給手続き後に利用団体の職業紹介で就職が決まった場合、再就職手当の支給の対象になりますか？

A5. 離職理由によって給付制限がある方は、求職申込みをしてから待機期間満了後1か月の期間内は、ハローワークまたは職業紹介事業者の紹介によって就職した場合に再就職手当の支給対象となります。支給要件に該当するか、ご不明な点がある場合は、ハローワークの給付窓口へお尋ねください。

詳細はハローワークインターネットサービス (<https://www.hellowork.go.jp/>) をご覧いただくか（12月下旬に掲載予定）、最寄りのハローワークにお問い合わせください。

ハローワーク 所在地

検索